

	該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出者
1	全般	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（以下、監督指針）は、「私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく」（監督指針Ⅰ－２－２（３））ため、「中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点」（監督指針Ⅰ－３－３（１））を示す手引書であり、法令等に従ってその解釈を示すのが本来の姿である。 このため、監督指針には金融機関の経営判断を方向付けるような記載をすべきではなく、地域密着型金融に関しても「基本的考え方」（監督指針改正案Ⅱ－５－１－２）などの必要最低限の記載にとどめ、本質的な部分に絞った骨太な内容とすべきである。	ご指摘のとおり、監督指針には、基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について記載しており、今回の改正案についても同様であると認識しております。 なお、今回の改正案中、具体的取組みの三つの分野の基本的考え方（Ⅱ－５－２－２－１他）に「（参考）具体的な手法例」を記載しておりますが、これは、「あくまで例示であり、各金融機関が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意（（参考）具体的な手法例の括弧書き）」、また「各分野における具体的な対応方法については銀行の自主的判断に委ねられる点に留意するものとする（Ⅱ－５－２－２）」とある通り、ご指摘のように金融機関の経営判断を方向付けるような意図はなく、あくまでも参考事例であることにご留意願います。	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会
2	全般	地域金融機関が地域経済に貢献しつつ自らの収益にもつながる持続可能な形で多様な金融サービス（例えば、金融審議会金融分科会第二部会報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」（以下、「第二部会報告」という。）で挙げられているリバースモーゲージなど）を提供していくためには、規制緩和の進展が必要であり、今後の規制緩和に向け、第二部会報告の内容や地域密着型金融推進の観点も踏まえた前向きな検討をお願いしたい。	貴重なご意見として承ります。	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会
3	全般	地域密着型金融の推進に当たっての監督手法・対応については、銀行の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本とし、その検証に当たっては、単なる定量的な評価に終始することなく、経営戦略全体における位置づけや取組みの深度等に留意するとされている。実際のモニタリング等	貴重なご意見として承ります。	(社) 第 二 地 方 銀 行 協 会

		による検証においては、これらの趣旨を十分踏まえ、画一的な対応を求めることなく、地域金融機関における自主的な取組みの尊重を徹底していただきたい。		
4	全般	今般の「監督指針改正案」について、「第二部会報告」を踏まえ、地域密着型金融の推進について、協同組織金融機関やその取引先の特性に応じた柔軟な取組みを求めていることは高く評価したい。 今後の監督にあたっては、協同組織金融機関の特性、自主的な取組み等を十分に尊重した運営をお願いしたい。	貴重なご意見として承ります。	(社) 全国信用金庫協会
5	Ⅱ-4-1(3)	地域に対するコミットメントコストについては、第二部会報告において「地域貢献の名の下に、コストを無視した取組みを地域金融機関に求めるものでは決してない」、「過剰なコミットメントコストを負うことなく、持ち前の経営資源を活かし、自らの収益にもつながる持続可能な貢献を行っていくことが重要である」とされているところであり、現行の監督指針においても従来「取引先や地域への過大なコミットメントコストを負担することにより、かえって収益力や健全性の低下といった状況を招いている場合がある」との記載がある。 このように、地域密着型金融においては過剰なコミットメントコストを負うべきでないことが重要であるにもかかわらず、監督指針の改正案においては、「Ⅱ-4 地域貢献」の項目に「適正なコミットメントについても改めて指摘されている」と記載されているのみであり、「Ⅱ-5 地域密着型金融の推進」の項目においては一切コミットメントコストについて触れられていない。 よって、「Ⅱ-5 地域密着型金融の推進」の項目においても、「過剰なコミットメントコストを負うべきでない」旨を「Ⅱ-5-1-2 基本的な考え方」等において明示していただきたい。	「Ⅱ-5-1-2 基本的考え方」において、「その際、各金融機関は、この様な取組みがコストのかかるものであることを認識した上で、それに見合う収益につながるよう、・・・」また、「その際も、コストを意識し、自らの収益にもつながる持続可能な貢献を行っていくことが重要である。」との記載があり、ご指摘の趣旨については盛り込まれていると考えています。	(社) 全国地方銀行協会
6	Ⅱ-5 V-2	職域信用組合は、同じ職場の職員のための信用組合であり、中小企業や個人事業主を含めた、営利事業への融資は定款上の制約もあり、ビジネスモデルとして想定していない。これまでの地域密着型金融推進計画の報告要領では、「職域信用組合は、中小企業金融に関する項目は作成を要しない」とされていた。そのため、本改正監督指針においても同様に、職域信組は中小企業金融（事業性資金融	そのようなご理解で結構です。	(社) 全国信用組合中央協会

		資)に関する取組み事項は除外され、実施可能な項目に限って対応するものと理解してよいのか。 また、地域に開かれた金融機関ではないため、地域貢献を視点とした取組みは困難であり、職域組合員への金融事業を通じた貢献と解釈して取組むことは可能か。		
7	Ⅱ-5-1-2	地域密着型金融は、その推進を通じて地域活性化に寄与するとともに、地域金融機関自身の収益性向上を目指すビジネスモデルであり、地方銀行としては、これまでも地域密着型金融の推進に積極的に取り組んできた。しかし、地域の実情をみると、こうした地域金融機関の取組みが十分な成果を上げるうえでメガバンクや政府系金融機関との関係が問題となる場合も多い。 地域活性化は、ひとり地域金融機関のみの努力で成し遂げられるものではなく、地域に営業拠点を持つメガバンクや政府系金融機関も地域のプレーヤーの一員であり、これらの金融機関に対しても地域のプレーヤーとしての適切な対応を求めるべきである。	貴重なご意見として承ります。 ご指摘のとおり、指針案においても「地域全体の活性化の課題についても、もとより金融機関だけで対応できるものではないが、地域の情報ネットワークの要である中小・地域金融機関には、資金供給者としての役割に留まらず、地域の各方面との連携の中で、…コストを意識し、自らの収益にもつながる持続可能な貢献を行っていくことが重要である。」とされているところです。	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会
8	Ⅱ-5-2-1(2)	「地域密着型金融の推進に関する基本方針」を明確に示すことが新たに盛り込まれたが、従前よりⅡ-4-2-1(1)において「地域貢献に関する基本的な方針」を明確にすることが求められている。両者は、内容が重複するものも多いため、必要な事項が盛り込まれていれば両者を同一のものとして作成しても構わないとの理解でよいのか。	ご指摘のとおり、「地域貢献に関する基本的な方針」は「地域密着型金融の推進に関する基本方針」に包含される部分も多いと考えられることから、同一のものとして作成するなど弾力的に対応いただいて問題ないと考えます。	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会
9	Ⅱ-5-2-1(2) Ⅱ-5-3(1)	Ⅱ-5-2-1(2)では、「地域密着型金融の推進に関する基本的な方針が、経営の中期計画等において明確に示されているか」とあり、Ⅱ-5-3(1)では、「地域密着型金融に係る具体的取組の重点事項及び具体的目標を設定し、それを中期計画等において明示する」とあるが、 ・ 「中期計画等」とは、必ずしも中期経営計画に盛り込む必要はなく、例えば、単独の計画や他の事業計画等に盛り込むことでよいのか。また、利用者が適切に評価できるよう、基本方針等をディ	・ そのようなご理解で結構です。	(社) 第二 地 方 銀 行 協 会

		スクロージャー誌やホームページ等に記載することで足りるという理解でもよいか。 ・ 中期計画等に明示する「具体的目標」とは、数値目標に限らないという理解でよいか。	・ そのようなご理解で結構です。	
10	Ⅱ-5-2-1 (5)	地方公共団体等の関係者との連携については、地域金融機関の経営戦略や地域の実情等に合わせて「必要な」連携を図ることが肝要であり、一律的な要請は、「実績づくり」としての形式的な連携を産みかねない。 このため、監督指針の改正案において示されている全ての関係者との連携を一律的に求めることのないようにしていただきたい。	貴重なご意見として承ります。なお、ご指摘のように関係者との連携は一律的に求められるものではないものの、例えば「地域の面的再生についても、もとより、ひとり金融機関だけで対応できる課題ではない」（報告書）との指摘もあるように、地域密着型金融の推進において関係者との連携は不可欠なものであることにご留意願います。	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会
11	Ⅱ-5-2-2	「Ⅱ-5-2-2 具体的取組み」で示されている具体的な手法例の一部には、地域金融機関に浸透していない手法もあることから、普及等に向けた環境整備に尽力いただきたい。	貴重なご意見として承ります。	(社) 第 二 地 方 銀 行 協 会
12	Ⅱ-5-2-2-1 (1)	ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、特にアーリーステージの企業に対する取組みについては、信用補完制度の充実が不可欠であるうえ、近時増加傾向にある農工連携等の新しい形態の事業支援では、省庁横断的な支援・制度づくりの必要性が増している。また、中小企業支援に資する補助金制度については、申請手続きの難解さや資金使途の制約の多さ等が十分な活用を妨げる一因となっている。 企業の成長を支援する観点からは、補助金制度よりも信用補完制度や利子補給制度の充実を通じて民間金融機関を活用の方が事業活動の自由度が増すとともに、多くの企業の活用が見込まれる。このような観点を踏まえた支援態勢の整備、制度設計について、省庁横断的に取り組んでいただきたい。	貴重なご意見として承ります。	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会

13	Ⅱ-5-2-2-1～3	地域金融機関に共通して取組みを求める内容について、三つの分野ごとに「具体的な手法例」が示されているが、その内容は詳細かつ多岐に亘っており、各地域金融機関が重点的に取り組むに当たっては十分な検討・吟味が必要な項目も多い。 「手法例」とは言え、このような項目が示されたことにより、今回の監督指針改正の趣旨に反し、各金融機関の「選択と集中」が徹底されず、結果として取組みが総花化してしまうことも危惧される。 こうした点を踏まえ、当局においては、地域の実情や地域金融機関の経営戦略等を十分に考慮し、画一的な指導・監督がなされることのないよう万全を期すべきであり、その旨を監督指針に記載していただきたい。	指針案において、「三つの分野について各銀行が積極的に取組みを行っているかについて、検証するものとするが、各分野における具体的な対応手法については銀行の自主的判断に委ねられる点に留意する（Ⅱ-5-2-2）」こととしており、また、具体的な手法例についても「あくまで例示であり、各金融機関が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意（Ⅱ-5-2-2-1等）」することとしており、ご指摘の趣旨は盛り込まれていると考えます。	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会
14	Ⅱ-5-2-2-1(2)	「企業の経営者の意識改革を促す役割も中小・地域金融機関には求められている」との記述があるが、事業再生において最も重要なことは「企業価値が保たれているうちの早期再生と、再生後の持続可能性のある事業再構築」を図ることであり、そのためには様々な取組みや手法の活用が考えられる。 「意識改革」はその一例にすぎず、地域金融機関の事業再生への取組みの仕方を限定するような記載はしないでいただきたい。	ご指摘の趣旨を踏まえ、当該部分を以下のように修文します。 「企業の経営者の意識改革等が不可欠であるところ、<u>これら</u>を促す役割も中小・地域金融機関には求められている」	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会
15	Ⅱ-5-2-2-2(1)	不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底について、第二部会報告では、「一般的には、不動産担保や個人保証には、<u>資金供給の円滑化や債務者の規律付けの効果が認められるところであり、それ自体が必ずしも問題とは言えないが、これへの過度の依存が、地域密着型金融が本来目指す融資の姿から逸脱し、金融仲介機能の低下につながることは確かである。</u>」と指摘している。 しかし、この下線部分の趣旨が監督指針案では盛り込まれておらず、「不動産担保や個人保証への過度の依存は、この事業価値を見極めるという地域密着型金融が本来目指す融資の姿から逸脱し、金融仲介機能の低下につながることに留意することが必要であり、とりわけ、経営者本人以外の個人による保証（第三者保証）について	ご指摘の趣旨を踏まえ、当該部分を以下のとおり修文します。 「・・・不動産担保や個人保証は、<u>資金供給の円滑化等の効果が認められるものの、それへの過度の依存は、この事業価値を見極めるという地域密着型金融が本来目指す融資の姿から逸脱し、・・・</u>」	(社) 全国 信 用 金 庫 協 会

		は、本来、経営に責を負うべきでない第三者に経営失敗の責任を負わせる点で弊害が多いと考えられる。」となっている。そのため、「過度の」という文言は残っているものの、「監督指針改正案」では、不動産担保や個人保証自体を問題視していると受け取られかねない。 そこで、当該箇所を「不動産担保や個人保証は、債務者の規律付け等の効果が認められるものの、それへの過度の依存は、この事業価値を見極めるという地域密着型金融が本来目指す融資の姿から逸脱し、…」と修正していただきたい。		
16	Ⅱ-5-2-2-2(1)、(3)	「事業価値を見極める融資手法を徹底することが重要である」との記述があるが、現実的には、全ての取引先が高い事業価値を有し、担保・個人保証にまったく依存せずに融資を受けられるわけではなく、事業価値を評価できるレベルにない取引先も多い。中小企業の企業価値を見極めるに際しては、代表者等の資力を一体としてみることによって真の価値が見えてくるケースも多く、この点は金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕（検証ポイントに関する運用例の事例3）にも記載されている。事業価値を見極める融資手法を「徹底」し過ぎることで、かえって円滑な資金供給を阻害する結果にも繋がりがかねないため、この点を踏まえて記述を見直していただきたい。 - また、「多様な手法を用いて資金供給の徹底を図ること」との記述も、金融機関に対する過度の資金供給義務を課すものと捉えられかねないため、そうした誤解を招かない記述としていただきたい。	- 当該記載については、「不動産担保、個人保証に過度に依存することなく、事業価値を見極める融資手法を徹底することが重要である。（Ⅱ-5-2-2-2(1)）」とされているように、ご指摘のような「担保・個人保証にまったく依存せずに融資を行う」ことを指しているわけではない点にご留意願います。 - 上記5の回答にもありますとおり、金融機関に対して過度の資金供給義務等を課すものではない点、ご留意願います。	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会
17	Ⅱ-5-2-2-3	地域全体の活性化については、地域金融機関だけではなく、地方公共団体を含む地域の各プレイヤーが一体的に取り組むべき課題であることから、行政当局として、地域における意識の醸成や各種支援策にも尽力いただきたい。	貴重なご意見として承ります。	(社) 第 二 地 方 銀 行 協 会
18	Ⅱ-5-2-2-3(2)	地域金融機関に対し「官民が連携した取り組みへのコーディネーターとしての積極的参画を通じて、地域で積極的な役割を果たし	ご指摘の趣旨を踏まえ、当該部分を以下のよう	(社) 全 国 地 方 銀

		ていくことが必要である」との記述があるが、地域活性化への地域金融機関の関与の仕方は地域の実情や案件ごとに区々であり、「コーディネーター」でなければならないかのような記述は避けていただきたい。 - また、地域活性化はシンクタンク等も含めた銀行グループ全体として対応すべき大きな課題であることから、銀行本体だけでなく銀行グループ全体の経営資源を活用できる書きぶりとしていただきたい。 - 地域の再生・活性化を目的とした取組みや地域のビジョン策定において、地域金融機関の積極的な関与・協力は重要ではあるが、その前提として、中立的な立場である地方公共団体や産業界等の全ての地域の関係者の関与が不可欠であり、第二部会報告にあるように「地域の面的再生についても、もとより、ひとり金融機関だけで対応できる課題ではない」旨を明示していただきたい。	「…中小・地域金融機関は、資金供給者としての役割に留まらず、<u>例えば、地域経済全体を展望したビジョン策定への積極的支援や、官民が連携した取組みへのコーディネーターとしての積極的参画等</u>を通じて、…」 - 銀行グループ全体の経営資源を活用できることは、当然と考えます。 - 指針案「Ⅱ－５－１－２ 基本的考え方」において、既に「…、地域全体の活性化の課題についても、もとより金融機関だけで対応できるものではないが、…」と記載しております。	行協会
19	Ⅱ-5-3	行政として、「地域再生・活性化をはじめとする取組みを推進するに当たり、他の施策を担う関係省庁と中央・地方レベルで連携強化を図っていくものとする」との記述があるが、その際には、特に地域金融機関の効率的・効果的な取組みを支援する観点から、各省庁および財務局等からの要請や報告徴求等についても十分に連携のうえ統一化を図るなど、地域金融機関の負担軽減に配慮いただきたい。	貴重なご意見として承ります。	(社) 全国 地方銀行協会
20	Ⅱ-5-3(1)	１段落目の（注）では、「地域密着型金融に係る具体的取組みの重点事項及び具体的目標を設定し、それを中期計画等において明示することが要請される」とあるが、既に中期計画等を策定し、平成１９年度が当該計画期間の途上である場合において、当該計画を改めて修正する必要はなく、今後策定される中期計画等について要請されるという理解で良いか。なお、中期計画等とあるが、「等」と	「中期計画等」には、ご指摘のような単年度の計画のほか、ディスクロージャー誌やホームページ上による明示等、様々なものが考えられます。 なお、ご指摘のとおり、既に策定済の中期計画を改めて修正することまで求めるものではありませんが、「全体の取組み状況を総合的に把握す	(社) 全国 信用金庫協会

		は、単年度の計画のことを指していると理解して良いか。	るために、年1回、各銀行に取組み状況の報告を求め、決算期において開示を要請する主要計数等とあわせ、その実績を総合的にとりまとめ、公表するものとする。」とされていること等を踏まえ、具体的取組みの重点事項および具体的な目標の開示については、適切な時期で実施すべきであると考えます。	
21	Ⅱ-5-3(1)	取組み状況についての当局報告を「年1回」求めると同時に、その進捗状況等を総合的ヒアリングにおいてフォローアップすることとされているが、地域密着型金融に係る取組みの進捗状況等については、年2回実施される総合的ヒアリングのうちどちらかで重点的にヒアリングが行われるのか。	総合的ヒアリングの項目については、改めてお示ししますが、金融機関に過度の負担を課することのないよう、留意します。	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会
22	Ⅱ-5-3(1)	「決算期において開示を要請する主要計数」の公表については、画一的な取組みを招きかねないうえ、各金融機関の取扱い・定義が異なるものが多く（経営改善支援取組み率、ランクアップ率など）、画一的な開示を求めることは適当ではないと考える。 特に、「第三者保証を徴求しない融資比率」については、実務上は「第三者」の定義付けおよびその把握は難しく、各金融機関における定義・取扱いも区々であると思われるため、全金融機関に公表を求めて計数を比較する意義は薄いと考えられる。それにも拘らず、一律に定義の異なる計数の公表を強いれば、地域金融機関に過度の負担を課すばかりではなく、利用者の誤解を招き、結果として各金融機関に対する評価が歪められることにもなりかねない。	ご指摘のように、利用者の誤解を招くことの無いよう、また、金融機関に過度の負担を課することのないよう、公表を求める計数の定義等には留意します。 詳細は、業界団体等ともご相談させていただいたうえで、お示しします。	(社) 全国 地 方 銀 行 協 会
23	Ⅱ-5-3(1)	「年1回、各銀行に取組み状況の報告を求め」とされているが、地域金融機関の自主性を尊重する観点から、具体的な報告事項は必要最小限の項目に限定すべきであり、例えば、決算期において開示が要請される主要計数と同一とすることが考えられる。また、報告事項は早期に明らかにしていただきたい。	上記22の回答をご参照ください。	(社) 第 二 地 方 銀 行 協 会
24	Ⅱ-5-3(1)	決算期において開示が要請される主要計数として、「個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資への取組みの計数として不動産担保を徴求しない融資比率及び第三者保証を徴求しない融資比率」があげられているが、当該部分は、金融審議会 金融分科会 第	ご指摘のとおり、報告書においては「融資額」が例示されておりましたが、額ベースでは、各金融機関の規模等を踏まえた状況把握が難しいことから、指針案では「融資比率」を例示しており	(社) 第 二 地 方 銀 行 協 会

		二部会報告書（平 19.4.5 公表）どおり、「個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の推進の努力を示すような計数として例えば、第三者保証や不動産担保を徴求しない融資額」としていただきたい。 開示が要請される主要計数については注記されているが、具体的な開示要請計数およびその定義を速やかに明確にしていきたい。	ます。 いずれにせよ、具体的な開示要請計数及びその定義等については、業界団体等ともご相談させていただいたうえで、お示しします。	
25	Ⅱ-5-3(1)	3 段落目の（注）では、決算期において開示を要請する主要計数として、経営改善支援取組み率、再生計画策定率、ランクアップ率などの「率」ベースでの開示を求めているが、第二部会報告では、経営改善支援取組み先数、再生計画策定先数、ランクアップ先数などの「件数」ベースの開示を求めており、整合的ではない。 「率」ベースの開示とすると、例えば、ランクアップ率を上げるために、母数となる経営支援取組先を減らすなど恣意が働くおそれがあるため、「件数」ベースでの開示の方が適当であり、第二部会報告と同様に、「件数」ベースでの開示に修正していただきたい。	上記 22 及び 24 の回答をご参照ください。	(社) 全国信用金庫協会
26	Ⅱ-5-3(1) V-2-3	取組み状況の把握において「（注）各銀行は地域密着型金融に係る具体的取組みの重点事項及び具体的目標を設定し、それを中期経営計画等において明示することが要請される。」と示されているが、要請時期については貴庁より文書が発出されるのか。本年度における要請時期のスケジュールを示していただきたい。	当庁からの文書での要請を意図するものではなく、各金融機関において自主的に開示される事項であると認識しております。 なお、上記 22 の回答のとおり、公表を求める計数の定義等については、業界団体等ともご相談させていただいたうえで、お示しします。	(社) 全国信用組合中央協会
27	Ⅱ-5-3(2)	「各財務局（財務事務所）において、管内中小・地域金融機関が自らの地域密着型金融の取組みを説明し、地域関係者が議論、評価する会議（シンポジウム）を、年 1 回以上、都道府県又は財務事務所単位で開催する」とあるが、個々の実績、事例は、当該地域金融機関や当局のホームページ等への開示の充実により対応することでも十分ではないか。仮に、シンポジウムを開催する場合には、有益なシンポジウムとなるよう、企画・運営には十分配慮していただきたい。	貴重なご意見として承ります。	(社) 第二地方銀行協会
28	V-2-1-2	文中に「業態内における相互扶助」という表現が散見されるが、そもそも信用金庫法において想定されている「相互扶助」とは、各	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修文いたします。	(社) 全国信用金

		信用金庫の会員間の「相互扶助」であり、信用金庫間の直接的な「相互扶助」を想定するものではない。監督指針改正案でいう「業態内における相互扶助」は、「中央機関や業界団体による業務補完・支援」のことを意味しているものと理解しているが、それがより明確になるように、「業態内においても相互扶助の実践・充実を図るべく、」とあるのを「中央機関、業界団体を中心とした業務、態勢整備の連携等、業態内の相互扶助の実践・充実を図るべく、」と修正していただきたい。	(V-2-1-2) 「・・・したがって、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠であり、これらを中心とした<u>地域密着型金融の取組みに係る業務、態勢整備の連携等、業態内の相互扶助の実践・充実を図るべく、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みを推進することが必要である。・・・</u>」 (V-2-2-1) 「・・・また、自らの規模・体制、顧客層及び地域のニーズ等を的確に把握し、<u>必要に応じ、事業再生・地域活性化等の地域密着型金融の取組みに係る中央機関・業界団体が有する各種業務支援・補完機能を適切に活用することを通じ、業態内において相互扶助の特性を十分発揮することも重要である。・・・</u>」	庫協会
29	V-2-2-1	中小企業再生支援協議会の活用は、取引先の身の丈に応じて判断すべきものであるし、多重債務者問題についても、多重債務者からの相談対応には、法律面だけでなく心理面での専門的知識も要するため対応が困難な場合もあり得る。 このような事情に対する配慮もあって、(参考)の冒頭では、(参考)に掲げてあるものはあくまで例示であり、事業再生や多重債務者問題に関する取組みは、各金融機関が自主的に重点を定めて取り組むべきものであるとしている。 したがって、例えば、事業再生計画の策定先数、多重債務者に対する相談件数等、取組み実績のみに捉われた監督行政に陥ることのないようご配慮いただきたい。	貴重なご意見として承ります。	(社) 全国信用金庫協会
30	V-2-2-1	主な着眼点において「信用協同組合における地域密着型金融の取組みを検証するに当たっては、Ⅱ-5-2（地域密着型金融の推進に	Ⅱ-5-2-2（１）～（３）に記載されている地域密着型金融の本質に係わる三つの項目は、	(社) 全国信用組

		係る主な着眼点)を参照する」と示されているが、本部分は主として「Ⅱ－５－２－１態勢整備」を参照するものであり、Ⅱ－５－２－２の三つの分野の取組みを同様に求めているものではないことを確認したい。	信用協同組合を含めた地域金融機関に共通して取組みを求める内容です。 Ⅴ－２－２－１は、信用協同組合を含めた協同組織金融機関が、上記三つの項目について取組を行うに当たって、相互扶助・非営利という特性を活かした具体的な取組み手法例を参考として例示しているものです。	合 中 央 協 会
31	V-3-2-1-1-(2) V-6-5	労働金庫等の半期毎の開示については、把握可能な計数を除き、直前の年度末の計数を用いる等の対応についても妥当なものとして扱われたい。 特に、自己資本の充実の状況に係る半期毎の開示については、単体・連結(当業態においては半期の連結決算を行っていない)とも、3月末または外部監査等を受けない9月末の計数を記載した場合であっても妥当なものとして扱うこと等を検討していただきたい。	労働金庫等の半期開示については、法令上は努力規定であり、外部監査についても義務付けられていません。	(社) 全 国 労 働 金 庫 協 会